

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、北部農業振興事務所長から次のとおり公共測量を実施することに
ついて通知がありました。

令和八年一月十三日

奈良県知事 山下 真

- 一 測量の目的 公共測量（四級確測基準点測量）
- 二 測量の地域 奈良市北村町及び南庄町地内
- 三 測量の期間 令和八年一月五日から同年三月二十五日まで